

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
(株)小糸製作所	東京都港区高輪4-8-3

2. 指名停止措置期間

平成25年4月11日 から 平成25年6月10日 2ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、自動車メーカーが発注するヘッドランプなど自動車用照明部品の見積り合わせの参加業者に対し、平成25年3月22日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。(株)小糸製作所等の違反事業者は、量産価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号の措置要件に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当し、同運用基準7-四（※2）に該当する。

（※1）指名停止措置要領別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上 9ヶ月以内

（※2）指名停止等の措置要領の運用基準

7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 下園 義朗 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 中村 正文 (内線2512)